

「広域連携推進の指針（中部圏・北陸圏）」（最終案）について

1 指針策定の経緯

関西広域連合の設立にあたり、平成22年10月7日に県議会から「関西広域連合の設立後においても、引き続き福井県、岐阜県、三重県との連携を深め、近畿圏、中部圏、北陸圏の結節点という地理的優位性を生かした施策を一層推進すること」との附帯決議を受けました。

これに伴い、中部圏、北陸圏との広域連携の方向性を示すために、平成24年10月に「広域連携推進の指針」を策定し、以降4年ごとに改定を行いつつ、この指針に基づき様々な分野での施策を推進しています。

2 指針の改定について

現行の「広域連携推進の指針」の期間は令和5年3月までであり、中部圏、北陸圏との広域連携に引き続き取り組む必要があることから、これまでの社会情勢の変化等を踏まえて指針の改定を行うものです。

3 県民等への意見等募集の実施結果について

(1) 意見等募集の結果について

① 県民政策コメント制度に基づく意見・情報の募集

- ・ 募集期間 令和4年(2022年)12月16日～令和5年(2023年)1月16日
- ・ 件数 4名から17件の意見等

② 市町への意見照会

- ・ 募集期間 令和4年(2022年)12月16日～令和5年(2023年)1月13日
- ・ 件数 2市町から19件の意見等

(2) 提出された意見等の内訳

	項目	県民政策コメント	市町への意見照会
－	はじめに	1	2
1	「広域連携推進の指針(中部圏・北陸圏)」について		
(1)	「広域連携推進の指針」とは	－	－
(2)	「広域連携推進の指針」の期間	－	－
(3)	取組の推進	－	－
2	中部圏・北陸圏との連携		
(1)	滋賀県と中部圏・北陸圏の関係	2	－
(2)	広域連携の必要性	1	1
(3)	広域連携の取組方針と連携施策の視点	－	－
(4)	連携のプラットフォーム	1	2

3	中部圏・北陸圏と連携を進めていく分野と実施方針		
—	全般	—	3
(1)	広域交通	3	1
(2)	産業・物流	—	1
(3)	観光・文化・スポーツ	1	—
(4)	危機管理	—	4
(5)	健康・医療	—	—
(6)	環境	4	1
参考	関西広域連合とその取組	2	—
参考	その他の地域等との連携	2	1
—	概要版	—	3
計		17	19

4 指針（最終案）の主な変更点について

上記3の意見等や、県の庁議で示された意見を踏まえて、次のとおり修正しました。

頁	変更箇所	変更の概要（変更理由）
6	2 中部圏・北陸圏との連携 (2)広域連携の必要性 ②地域活力向上への対応	広域観光について、特にインバウンドは広域連携にふさわしいテーマであることから、今後の誘客の増加を想定して、「インバウンドの回復も視野に入れ」という方向性を追記します。
7	2 中部圏・北陸圏との連携 (3)広域連携の取組方針と連携施策の視点 ②連携施策の視点「視点1 ひと・モノ・情報の交流活性化」	
8	2 中部圏・北陸圏との連携 (4)連携のプラットフォーム 広域交通 (「名神名阪連絡道路整備促進期成同盟会」の項目を追記)	中部圏・北陸圏と連携した広域交通の取組として、現在推進している「名神名阪連絡道路の整備促進」に係る内容を追記します。
10	3 中部圏・北陸圏と連携を進めていく分野と実施方針 (1)広域交通 道路インフラ整備 (「名神名阪連絡道路」を追記)	

このほか、提出された意見等とそれに対する考え方・対応（案）は、資料2のとおりです。

なお、資料2の取りまとめにあたり、提出された意見等の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容の要約等を行っています。

5 今後のスケジュール

令和5年3月8日 滋賀県議会 総務・企画・公室常任委員会に最終案報告